

提出 順番	No. 13	平成 25 年 5 月 30 日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 3 時 10 分
----------	-----------	--

平成 25 年 5 月 30 日

幕別町議会議長 古川 稔様

幕別町議会議員 中橋友子 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
1、「元気臨時交付金」の有効活用によって、暮らしを支える政策を。	<p>安倍政権がスタートしてから 5 カ月が経過し、2013 年度予算は、12 年度補正予算と合わせての実質 15 カ月の経済政策となりました。「円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す」としているが、円安による一部の輸出企業の業績向上や、大資産家の株投資による資産増加に留まり、相変わらず地方経済は厳しく、町民の暮らしも賃金は上がらず、物価や各種税負担の引き上げなど厳しい現状が続いている。町民を支え、地域経済の活性化政策が常に求められていますが、12 年度補正に盛り込まれた「地域の元気交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」は、13 年度予定していたハード事業に充てることが出来、その分の一般財源を他のハード、ソフト事業に活用することが出来ます。自治体の財政力に応じて配分される仕組みなど計画の難しさはありますが、積極的に活用すべきであり、この事業に対する町の計画を伺います。</p> <p>1、「元気臨時交付金」の事業計画 2、充当で生み出される一般財源の活用で、暮らしを支える政策を。</p>

質問事項	質問の要旨
<p>2、生活保護扶助基準引き下げの影響と、制度後退改定の中止を。</p>	<p>生活保護扶助の基準が、今年の8月から3年間引き下げられます。生活必需品の物価は値上げ傾向にある中で、2008年以降の物価下落を理由に670億円も引き下げるることは、受給者の暮らしをより困難にし、その影響は甚大です。また「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めた憲法第25条に基づき定められている扶助基準は、生活保護制度はもちろんのこと、個人住民税の非課税限度額や就学援助の支給基準など税や社会保障制度の多くの算定基準となっており、引き下げの影響は広範囲の町民におよび、自治体にも及んできます。さらに今国会で制度そのものの見直しが提案されており、その内容は「扶養照会」の強化や、申請者に書類提出を義務付ける等、窓口段階で申請を困難にするという、生存権を脅かしかねないものとなっています。現在でも生活保護の捕捉率は15~18%と低く、申請の改善や充実こそが求められます。生活保護制度は道の事務となっていますが、実質的な就学援助の後退を招かない等の対策は町の仕事であり、現状と対策、また国に対して制度後退の中止を求めるよう次の点を伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、 生活保護受給の世帯数と人数 2、 受給世帯の内訳 3、 扶助基準引き下げによる影響 4、 特に就学援助の影響は大きく、来年度からの引き下げにならないよう町独自の手立てを。 5、 国は影響を少なくする手立てをとるとしていたが、具体的対策は示されたか 6、「扶養照会」強化や申請者に対する書類提出の義務付け等の法改正の中止を国に求めること。